



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 京 三 製 作 所
代 表 者 名 代表取締役社長 戸子台 努
(コード番号 6742 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総務部長 玉木 敏弥
(TEL. 045-503-8100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 150 回定時株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会の招集権者および議長を取締役社長から代表取締役に変更するための所要の変更を行うもの
あります。(変更案第 1 5 条)
- (2) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会において、株主総会参考
書類等をインターネットによりみなし提供することを可能とするものであります。(変更案第 1 6 条)
- (3) 業務執行の役割・責任に応じて執行役員に階層を設けていることから所要の変更を行うものであります。
(変更案第 2 3 条)
- (4) 取締役会の招集権者および議長を取締役会長から代表取締役に変更するための所要の変更を行うもの
あります。(変更案第 2 4 条)
- (5) 取締役および監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備するため、「会社法」(平成 1 7 年法律第 8
6 号、以下「会社法」という) 第 4 2 6 条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、規定を新

設するものであります。(変更案第29条第1項、第37条第1項)

なお、第29条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(6) 取締役(非業務執行取締役)に適切な人材を広く招聘できる環境を整備するため、会社法第427条第1項の規定により、取締役(非業務執行取締役)との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第29条第2項)

なお、第29条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(7) 監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備するため、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第37条第2項)

(8) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第15条(招集権者および議長) 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が <u>株主総会</u> を招集し、議長となる。	第15条(招集権者および議長) 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役が複数選定されている場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれにあたる。</u> 3. <u>代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u>
(新設)	第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第16条~第21条 (条文省略)	第17条~第22条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第22条（代表取締役および役付取締役）</u></p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p><u>第23条（代表取締役）</u></p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第23条（取締役会の招集権者および議長）</u></p> <p>取締役会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、<u>その議長</u>となる。</p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長がこれに代わる。</u></p> <p>3. <u>取締役会長、取締役社長ともに事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p><u>第24条（取締役会の招集権者および議長）</u></p> <p>取締役会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数選定されている場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれにあたる。</u></p> <p>3. <u>代表取締役に事故あるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p><u>第24条～第27条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第25条～第28条</u> (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>第29条（取締役の責任免除）</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（非業務執行取締役）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>第28条～第34条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第30条～第36条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>第37条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第35条～第43条 (条文省略)	第38条～第46条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月24日

定款変更の効力発生日 平成27年6月24日

以 上